

狭あい道路の拡幅に関する協議会を開催

明日3日、杉並区役所では、「杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会」の初会合が行われます。この協議会は、狭あい道路の後退用地の支障物件の設置を禁止する条例の実効性を高めるためのもので、住民が後退用地に置いた物件が、条例の趣旨に照らし合わせ、支障物件に該当するかを判断するほか、除却に関する代執行などの行政手続きの必要性などを協議する機能を持っています。協議会の冒頭では、7名の委員に対し委嘱が行われます。

杉並区では、平成元年以降、狭あい道路拡幅整備条例に基づき、約198km（狭あい道路の約3割）の道路拡幅を行ってきました。拡幅は、建築基準法で建築物は4m以上の道路に接していることが必要とされていることから、住宅の建て替えなどの際し、塀などの建築物も道路中心線から2m後退することで行ってきました。

しかし、後退用地の所有権は、そのままなので、道路としてではなく私的にプランターや自動販売機など（支障物件）を設置するケースがありました。こうした利用方法は、災害時に避難や通行の妨げになるなど大きな課題となっています。さらに、日常生活の利便性の点でも、介護車両・清掃車両が入れないなどの現状があります。

このような状況を打開するため、平成28年7月1日狭あい道路の拡幅に関する条例に改正しました。また、条例の中で区長の附属機関として「杉並区狭あい道路拡幅に関する協議会」を設置することにしました。協議会は、区長の諮問を受け、支障物件の認定や支障物件の除却に関して意見を述べる役割を担います。

明日3日午後2時から、区役所中棟4階第1委員会室では、協議会の初会合が開かれます。委員は、弁護士や建築士、大学教授のほか、警察、消防職員など7名で構成しています。初会合では、委嘱状をお渡しします。

